

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険税が減免となります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、
又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(*)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険税の減免額**は、**減免対象保険税額 (A×B/C)** に **減免割合 (D)** をかけた金額です。

<u>減免対象の保険税額 (A×B/C)</u>	<u>合計所得金額に応じた減免割合 (D)</u>	
A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額	300万円以下の場合	: 全部(10分の10)
	400万円以下の場合	: 10分の8
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	550万円以下の場合	: 10分の6
	750万円以下の場合	: 10分の4
C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合	: 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

【問合せ先】 根室市役所保健課保険税担当 電話：23-6111 (内線2114・2115)

メールアドレス：sim_hoken@city.nemuro.Hokkaido.jp

※申請書は根室市役所ホームページからダウンロードすることができます。

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.nemuro.hokkaido.jp (国保減免で検索)

【提出書類】

- (1) 根室市国民健康保険税減免申請書（様式第1号）
- (2) 令和2年分収入見込額計算書（様式第2号）

【添付書類】

1 新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

- (1) 死亡診断書、医師の診断書等

2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる世帯

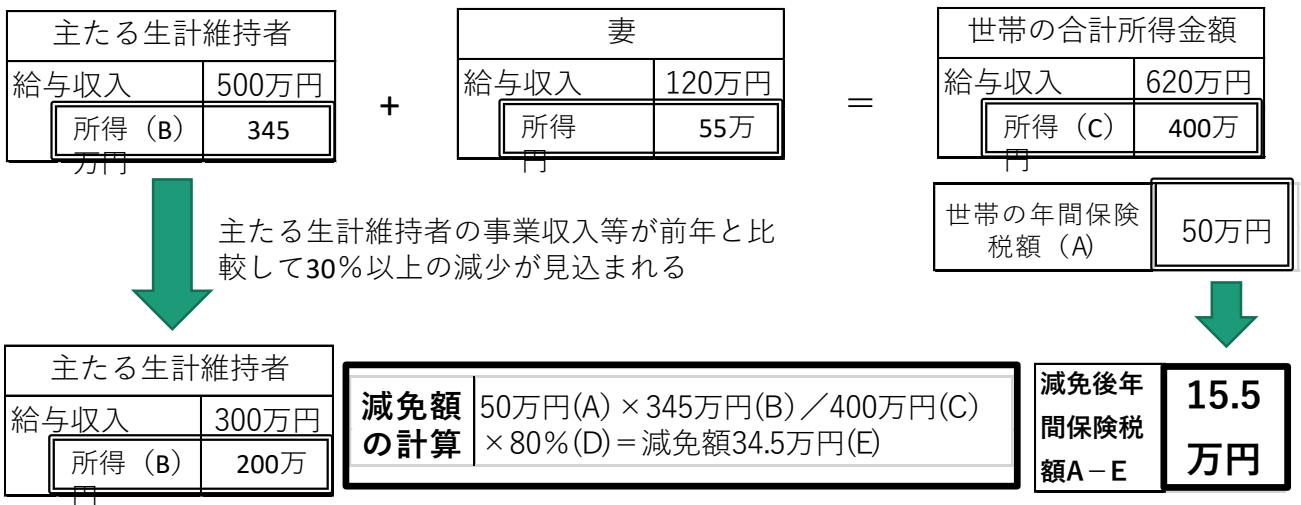
(1) 令和元年分の確定申告書控の写し（給与収入のみの場合は源泉徴収票の写しでも可）

(2) 令和2年1月分から申請日の直近までの収入がわかる書類（事業収支の帳簿や給与明細書等）

【減免額の算定方法】

上記2に該当する場合

例 夫婦と子2人の4人世帯で前年の総所得金額等の合計が400万円



【対象となる期間】

○令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険税が対象です。

【申請方法】

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による提出にご協力ください。

送付先：〒087-8711 根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所保健課保険税担当宛